

宗像市都市ブランドロゴマーク・キャッチコピー使用基準

(目的)

第1条 この基準は、宗像市都市ブランドに係るロゴマーク・キャッチコピーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 この基準において、ロゴマーク・キャッチコピーとは、宗像市都市ブランドロゴマーク・キャッチコピー運用マニュアルに定めるロゴマーク・キャッチコピーをいう。

(ロゴマーク・キャッチコピーに関する権利)

第3条 ロゴマーク・キャッチコピーに関する一切の権利は、宗像市（以下「市」という。）に属する。

(使用の申し込み)

第4条 ロゴマーク・キャッチコピーの使用を希望する者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合を除き、あらかじめ宗像市長（以下「市長」という。）の承諾を受けなければならない。

2 前項の承諾を受けようとする者は、宗像市都市ブランドロゴマーク・キャッチコピー使用申込書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) ロゴマーク・キャッチコピーの利用状況が分かる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の承諾)

第5条 市長は前条に規定する使用申込書を受理したときは、内容を審査し、宗像市都市ブランドロゴマーク・キャッチコピー使用（使用変更）承諾通知書（様式第2号）により使用申請者に通知するものとする。

(使用承諾の基準)

第6条 ロゴマーク・キャッチコピーの使用を承諾する基準は、次の各号に該当することとする。

- (1) 本市の都市ブランド「子育て世代に選ばれる都市イメージ」の確立に寄与するもので、「子育てをしたり、子どもが成長したり、家族で楽しんだり、日常生活を快適に過ごしたりするのに適した環境」づくりに関する活動に関わるもの
- (2) 本市の信用又は品位を害しないもの
- (3) 第三者の利益を害しないもの
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援しないもの
- (5) 法令や公序良俗に反しないもの
- (6) その他、承諾するものとして不適切でないもの

(使用承諾の条件)

第7条 市長は、第5条の使用承諾に際し、必要があると認める場合には、ロゴマーク・キャッチコピーの使用方法その他について条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク・キャッチコピーを使用するにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) オリジナルデザインを変更して使用しないこと
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること
- (3) 第5条の承諾を受けた権利を転貸しないこと
- (4) 別表に示す品目であること（ただし、製作物のPRに係るチラシ、ポスター、パンフレット、看板等の印刷物等に使用する場合はこの限りではない）

(承諾内容の変更等)

第9条 ロゴマーク・キャッチコピーを使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ都市ブランドロゴマーク・キャッチコピー使用変更申込書（様式第3号）を市長に提出し、承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申込書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、これを承諾し、宗像市都市ブランドロゴマーク・キャッチコピー使用（使用変更）承諾通知書（様式第2号）により、使用申請者に通知するものとする。

(承諾の取り消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、ロゴマーク・キャッチコピーを使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承諾が取り消された場合、承諾取り消しの日から使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴマーク・キャッチコピーの使用の継続が不適當であると認められた場合

2 市長は、前項の規定による使用承諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にロゴマーク・キャッチコピーの利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(使用料)

第11条 ロゴマーク・キャッチコピーの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第12条 ロゴマーク・キャッチコピーを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第13条 この基準に定めるもののほか、ロゴマーク・キャッチコピーの使用に際して必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この基準は平成26年5月19日から施行する。

別表

区分	品目の例
文房具類	クリアファイル、ウェットティッシュ、紙袋、紙類など
被服	エプロン、Tシャツ、靴下、バンダナなど
装飾品（貴金属製のものをのぞく）	バッジ（貴金属製のものをのぞく）、衣服用ブローチ、ワッペン、腕章など
加工食品	茶、コーヒー、菓子、パン、調味料、穀物の加工品、弁当